

平成25年第1回 北空知圏学校給食組合臨時会

第 1 回臨時会会議録目次

第 1 日目（平成 2 5 年 4 月 1 9 日）

・開会宣告		2
・会議宣告		4
・日程第 1	議席の指定	5
・日程第 2	会議録署名議員の指名	5
・日程第 3	会期の決定	6
・日程第 4	選挙第 2 号 北空知圏学校給食組合議会副議長の選挙について	6
・日程第 5	発議第 1 号 北空知圏学校給食組合議会会議規則	7
	発議第 2 号 北空知圏学校給食組合議会傍聴規則	7
・日程第 6	議案第 1 号 北空知圏学校給食組合公告式条例の専決処分の承認を求めることについて	8
	議案第 2 号 北空知圏学校給食組合事務局設置条例の専決処分の承認を求めることについて	8
	議案第 3 号 北空知圏学校給食組合の教育委員会委員の定数を定める条例の専決処分の承認を求めることについて	8
	議案第 4 号 北空知圏学校給食組合教育委員会の教育長の旅費に関する条例の専決処分の承認を求めることについて	8
	議案第 5 号 北空知圏学校給食組合職員定数条例の専決処分の承認を求めることについて	9
	議案第 6 号 北空知圏学校給食組合公平委員会設置条例の専決処分の承認を求めることについて	9
	議案第 7 号 北空知圏学校給食組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の専決処分の承認を求めることについて	9
	議案第 8 号 北空知圏学校給食組合の給与に関する条例の専決処分の承認を求めることについて	9
	議案第 9 号 北空知圏学校給食組合職員の旅費に関する条例の専決処分の承認を求めることについて	9
	議案第 1 0 号 深川市条例の準用に関する条例の専決処分の承認を求めることについて	1 0
	議案第 1 1 号 平成 2 5 年度北空知圏学校給食組合暫定予算の専決処分の承認を求めることについて	1 0

	議案第 1 2 号 北空知圏学校給食組合指定金融機関の専決処分の承認を求めることについて	1 0
・ 日程第 7	議案第 1 3 号 北空知圏学校給食組合監査委員条例について	1 1
・ 日程第 8	発議第 3 号 北空知圏学校給食組合議会定例会について	1 1
	発議第 4 号 北空知圏学校給食組合議会議員等の議員報酬等及び費用弁償に関する条例について	1 1
	発議第 5 号 北空知圏学校給食組合長の専決処分事項の指定について	1 1
・ 日程第 9	議案第 1 4 号 平成 2 5 年度北空知圏学校給食組合予算について	1 2
・ 日程第 1 0	議案第 1 5 号 北空知圏学校給食組合教育委員の選任について	2 5
・ 日程第 1 1	議案第 1 6 号 北空知圏学校給食組合監査委員の選任について	2 6
・ 日程第 1 2	議案第 1 7 号 北空知圏学校給食組合公平委員の選任について	2 7
・ 日程第 1 3	議案第 1 8 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について	2 7
・ 日程第 1 4	議案第 1 9 号 北海道市町村総合事務組合への加入について	2 8
・ 閉会宣告		2 9

1. 召集月日 平成25年4月19日 13:59~15:25

2. 召集場所 深川消防総合庁舎 第1会議室

3. 出席議員 8名

1番 東出 治通 君 5番 宮崎 博 君

2番 鶴岡 恵司 君 6番 本村 修二 君

3番 水上 真由美 君 7番 佐光 勉 君

4番 田中 昌幸 君 8番 絵内 勝己 君

4. 欠席議員 0名

5. 北空知圏学校給食組合議会の本会議に説明のため出席するものは、次のとおりである。

組 合 長 山 下 貴 史 君

副 組 合 長 寺 崎 一 朗 君

副 組 合 長 神 藪 武 君

副 組 合 長 佐 野 豊 君

副 組 合 長 金 平 嘉 則 君

6. 組合長の委任を受けて、説明のために出席するものは、次のとおりである。

事 務 局 長 平 山 泰 樹 君

事 務 局 次 長 長 谷 川 孝 康 君

副 主 幹 吉 田 健 一 君

7. 本会議の事務に従事するものは、次のとおりである。

書 記 長 後 藤 一 昭 君

書 記 笹 木 雄 介 君

8. 議件 別紙のとおり

9. 議事 開会開議宣言 午後1時59分

<p>事務局長</p>	<p>皆様、大変御多用中のところご出席頂きまして、誠にありがとうございます。本日の会議の開会に先立ちまして、私、北空知圏学校給食組合事務局長でございます。深川市教育委員会平山と申します。若干お時間を頂きましてご説明申し上げます。</p> <p>ただ今から、北空知圏学校給食組合議会が開催されるわけでございますけれども、本日は初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日、出席をいただいている議員さんの中で、絵内勝己議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。</p> <p>絵内議員、どうぞ議長席の方へお越しく下さいませようお願い申し上げます。</p>
<p>臨時議長</p>	<p>どうぞよろしくお願いいたしたいと思えます。</p> <p>ただ今ご紹介をいただきました絵内勝己でございます。</p> <p>本日、召集されました初議会に当たりまして、地方自治法第107条の規定により、せん越ながら年長の故を持ちまして、臨時議長の職務を行いますのでどうかよろしくお願いいたします。</p> <p>不慣れではございますが、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。開会に先立ちまして、組合長でございます、山下市長からご挨拶をいただきたいと思えます。山下市長。</p>
<p>山下市長</p>	<p>ただ今ご紹介をいただきました北空知圏学校給食組合 組合長を務めます深川市長の山下貴史でございます。本日の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと存じます。まず、組合議会議員、そして副組合長でございます構成町の町長の皆様方には時節柄何かと御公務御多用の折ご出席をいただきまして第1回の北空知圏学校給食組合臨時議会開催出来ますことに心から感謝と御礼を申し上げます。当給食組合の設立につきましては、関係する市・町において2月の臨時議会あるいは3月の定例会におきましてそれぞれ一部事務組合設立に関する規約について、議決を頂き、それを受けましてその後北海道に対して設立申請を行い、去る平成25年3月19日付けで北海道知事から設立許可を受けたものでございます。こうして、当組合が円滑に設立の運びとなりましたのも、ひとえに関係市・町の議会議員、各町長さん、そして関係機関等の皆様方の深いご理解とご協力の賜物と感謝を申し上げる次第でございます。北空知圏学校給食組合規約に基づきまして、深川市長でございます私が組合長に就任いたしました。構成町の町長の皆さん方には副</p>

	<p>組合長にご就任をいただきまして、この正副組合長が執行機関として今後施設の整備・そして運営について一丸となりまして対応をしております所存でございます。本組合が取り組みます学校給食は、これからの時代を担う、子供たちの健やかな成長を育むと共に地元の食材を使った地産地消ということにも資する大変重要な事業であります。これをですね北空知圏という広域で取り組むということは広域行政の新しいモデルとも言えるのであろうかと思っておりますので、これらの事業の執行に当たりましては最善の努力をしておりますが、議会議員の皆様には深いご理解とご協力、また構成団体のご協力が必要不可欠でありますので今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>本日の組合議会におきましては、初めての組合議会でございますので、本組合の組織・運営・体制等の立ち上げに必要となります人事など様々な案件につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げまして簡単ですがご挨拶とさせていただきたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願いをいたします。</p>
臨時議長	<p>以上で挨拶を終わります。</p> <p>今回初めてでございますので、初めに各町長さんより自己紹介、そして議員さんより1番から順次自己紹介をお願いしたいと存じます。それでは神藪町長さんの方より自己紹介をお願いしたいと思っております。</p>
神藪町長	<p>秩父別町の神藪です、よろしくどうぞお願いいたします。</p>
寺崎町長	<p>妹背牛町の寺崎です、どうかよろしくようお願いいたします。</p>
佐野町長	<p>北竜町の佐野です、よろしくようお願いいたします。</p>
金平町長	<p>沼田町の金平です、よろしくようお願いいたします。</p>
絵内議員	<p>では1番の議員さんよりお願いします。</p>
東出議員	<p>深川市議会の東出です、よろしくようお願いいたします。</p>
鶴岡議員	<p>深川市議会の鶴岡です、よろしく申し上げます。</p>
水上議員	<p>深川市議会の水上でございます、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

田中議員	深川市議会の田中でございます、よろしくお願いいたします。
宮崎議員	妹背牛町議会の宮崎でございます、よろしくお願いいたします。
本村議員	秩父別町議会の本村でございます、どうぞよろしくお願いいたします。
佐光議員	北竜町の佐光です、よろしくお願いいたします。
臨時議長	<p>ありがとうございます。それではただ今より本日をもって召集されました、平成25年第1回北空知圏学校給食組合議会臨時会を開催いたします。</p> <p>只今の出席議員は、8名であります。出席議員が、定数に達しておりますので、平成25年第1回北空知圏学校給食組合議会臨時会は、成立しました。よってこれより本日の議会を、開きます。</p> <p>日程第1</p> <p>「仮議席の指定」を議題といたします。</p> <p>仮議席につきましては、ただいま、ご着席の議席といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、仮議席につきましては、ただいまご着席の議席と決定いたしました。</p> <p>日程第2</p> <p>選挙第1号「北空知圏学校給食組合議会議長の選挙について」を議題といたします。事務局から、説明を頂きます。</p>
平山事務局長	議長。
臨時議長	はい。
平山事務局長	<p>北空知圏学校給食組合議会議長選挙について</p> <p>ただいま、上程されました選挙第1号の議案をお開き願いたいと思っております。</p> <p>議案提出者として印刷してございます、北空知圏学校給食組合議会臨時議長の次に、臨時議長に就任されました絵内勝己と加筆、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>

<p>臨時議長</p>	<p>お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名選挙にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。</p> <p>お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。北空知圏学校給食組合議会議長に、東出治通議員を指名いたします。</p> <p>お諮りいたします。議長において指名いたしました、東出治通議員を北空知圏学校給食組合議会議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました、東出治通議員が北空知圏学校給食組合議会議長に当選されました。</p> <p>ただいま、議長に当選されました東出治通議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。東出治通議員の議長当選承諾のご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ご挨拶を申し上げます。ただ今新たに設置をされました、北空知圏学校給食組合議会の議長に就任を頂きました。もとより食の安心安全、加えて、地域内の子供たちの健全な成長、そういうものを願いながら真摯に議論ができる場にしていきたいと考えてございます。微力でございますけれども、この後選任をいただく副議長さん、そして議員各位のご支援を心よりお願い申し上げますし、組合長さんを初め理事者の皆さん方のご協力を心からお願いを申し上げ、一言就任のごあいさつとさせていただきたいと思っております。</p> <p>どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>日程第1</p> <p>「議席の指定」を議題とします。議席につきましては、ただいま着席の議席を指定したいと思います。ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、議席につきましては、ただいま着席の議席と決定いたしました。</p> <p>日程第2</p>

<p>後藤書記長</p>	<p>「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員には、2番鶴岡議員、7番佐光議員を指名します。</p> <p>書記長から諸般の報告を申し上げます。後藤書記長。</p> <p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>はじめに、本臨時会に付議されます事件は、議会が行う選挙1件、及び組合長から提出がありました議案19件、及び議会議員からの発議が5件であります。次に、本臨時会に説明要員として出席通知のあった者の職、氏名を、一覧表としてお手元に配布しておりますのでご覧いただきたいと思っております。次に、本日の議事日程は、今ほどお手元に配布したとおりでございます。以上報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3</p> <p>会期の決定を議題とします。お諮りします。</p> <p>今臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定いたしました。</p> <p>日程第4</p> <p>選挙第2号「北空知圏学校給食組合議会副議長の選挙について」を議題とします。事務局長より議案についての説明を申し上げます。平山事務局長。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>議長。北空知圏学校給食組合議会副議長選挙について。</p> <p>ただいま、上程されました選挙第2号の議案をお開き願いたいと思っております。議長が決定したことに伴いまして、議案提出者として印刷してございます、北空知圏学校給食組合議会議長の次に、東出治通と加筆をお願いします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、選挙の方法は、指名推薦によることに決定をいたしました。お諮りします。</p> <p>指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、</p>

副 議 長	<p>異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、議長において指名することに決定をいたしました。北空知圏学校給食組合副議長に、絵内勝己議員を指名します。</p> <p>お諮りします。ただいま、指名をいたしました、絵内勝己議員を、北空知圏学校給食組合議会副議長に当選人と定めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、ただいま指名をいたしました、絵内勝己議員が、北空知圏学校給食組合議会副議長に当選をされました。ただいま、副議長に当選をされました、絵内勝己議員が議場におられますので、本席より当選の告知をいたします。絵内勝己議員、自席でごあいさつをお願いいたします。</p> <p>ただ今、副議長という非常に大きな役職を頂いたわけでありますけれども、諸先輩の皆様方おられる中大変恐縮でありますけれども、議長、組合長そしてまた議員各位の皆様方の力を合わせましてこの学校給食が子供たちのために非常に喜ばれる今回の新しい施設なりを皆様と共に努力していきたいと思っておりますのでどうかよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>日程第5</p> <p>発議第1号「北空知圏学校給食組合議会会議規則」及び発議第2号「北空知圏学校給食組合議会傍聴規則」の2件を議題とします。</p> <p>提案の内容は、配布のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決します。本案を可決することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、発議第1号及び発議第2号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6</p> <p>議案第1号「北空知圏学校給食組合広告式条例の専決処分の承認を求めることについて」ないし、議案第12号「北空知圏学校給食組合指定金融機関の専決処分の承認を求めることについて」の12件を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。平山事務局長</p>
平山事務局長	<p>はい、議長。</p> <p>議案第1号ないし、議案第12号については、地方自治法第292条にお</p>

いて準用する同法第179条第1項の規定に基づき、組合長が専決処分した条例・暫定予算等をごさいます。同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでごさいます。条例・暫定予算等については、事業の執行に当たり特に緊急を要するため専決処分を受けたところをごさいます。以下、専決処分をした各議案について提案理由を申し上げてまいります。なお、それぞれの専決処分の年月日は、北空知圏学校給食組合の事業が始まることになりました、平成25年4月1日をごさいます。

お手元の議案書の2ページをお開き願います。

議案第1号「北空知圏学校給食組合公告式条例」について、提案理由を申し上げます。

本条例は、地方自治法第292条において準用する同法第16条第4項の規定に基づき、条例等の公布等に関し必要な事項を定めるものでごさいます。

地方自治法第16条第4項には、公布に関し必要な事項は、条例で定めることになっております。なお、条例等の公布は、構成市・町の掲示板に掲示してこれを行うこととするものでごさいます。次に5ページをお開き願います。

議案第2号「北空知圏学校給食組合事務局設置条例」について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第292条において準用する同法第158条第1項の規定に基づき、組合長の権限に属する事務を分掌させるため、事務局を置くことを定めるものでごさいます。地方自治法第158条第1項には、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることが出来るとあり、この場合において本組合の分掌する事務について、条例で定めるものであります。次に7ページをお開き願います。

議案第3号「北空知圏学校給食組合の教育委員会の定数を定める条例」について、提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条ただし書の規定に基づき、組合教育委員会の委員数を定めるものでごさいます。委員の定数は6人とし、深川市2名、各町でお1人とするものでごさいます。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条では、教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例の定めるところにより、市が加入するものの教育委員会にあつては6人以上の委員をもって組織することが出来るという規定をごさいます。このただし書の規定に基づき6人とするものです。次に9ページをお開き願います。

議案第4号「北空知圏学校給食組合教育委員会の教育長の旅費に関する条

例」について提案理由を申し上げます。

教育公務員特別法第16条第2項の規定に基づき、組合教育委員会の教育長の旅費を定めるものでございます。なお、教育公務員特別法第16条第2項では、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職員に属する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定めるということになっております。次に11ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号「北空知圏学校給食組合職員定数条例」について提案理由を申し上げます。地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律並びに地方公務員法の規定に基づき、職員の定数を定めるものでございます。職員の定数につきましては、本条例の第3条に記載のとおりでございます。

なお、第3条第2項では、組合長の事務局職員は、議会事務局ほか各委員会等職員を兼ねることが出来るとしております。次に14ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号「北空知圏学校給食組合公平委員会設置条例」について提案理由を申し上げます。公平委員会は、地方公務員法第7条第3項の規定により、すべての一部事務組合にその設置が義務付けられておりまして、条例で規定することとなっております。なお、地方公務員法第7条第3項は、人口15満人未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとするところがございます。議案書の16ページをお開き願いたいと思います。

議案第7号「北空知圏学校給食組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」について提案理由を申し上げます。地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、組合の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、組合の職員の勤務時間につきましては、同条例施行規則第2条において、深川市給食センターの勤務時間に合わせ、午前8時30分から午後5時までと定めております。なお、地方公務員法第24条第6項には、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるということになっているところがございます。次に18ページをお開きください。

議案第8号「北空知圏学校給食組合職員の給与に関する条例」について提案理由を申し上げます。地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、組合の職員の給与に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、組合の派遣職員につきましては、同条例施行規則第2条ただし書を適用し、派遣をした自治体の職員給与条例施行規則等を適用しております。

なお、地方公務員法第24条第6項については、先ほど議案第7号でご説明を申しあげたとおりでございます。次に20ページをお開きください。

議案第9号「北空知圏学校給食組合職員の旅費に関する条例」について提案理由を申し上げます。この条例は、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。

なお、支給する旅費については、深川市職員旅費支給条例の適用を受ける職員の例によることといたします。次に22ページをご覧ください。

議案第10号「深川市条例の準用に関する条例」について提案理由を申し上げます。組合の運営のために行う深川市条例の準用については、他に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによらし、第2条の1号ないし14号について記載のとおり深川市条例を準用するものとするものでございます。

次に議案第11号「平成25年度北空知圏学校給食組合会計暫定予算について」提案理由を申し上げます。

別冊の暫定予算書をお出しいただきたいと存じます。暫定予算につきましては、本年4月1日から4月18日までの事務事業執行に係る経費を計上するものでございます。暫定予算書の1枚をめくっていただきまして1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出それぞれを2,400千円とするものでございます。第2条で一時借入金の最高額を増額とするものでございます。

初めに7ページの歳出からご説明を申し上げます。

総務費 1項 総務管理費でございますけれども、主な支出内容は、業務執行に係る事務費及び職員の人件費の負担金を計上しているところであります。次に、歳入について説明をいたします。前の上のところがございます6ページをご覧ください。

歳入は構成市・町1市4町からの負担金を計上してございます。説明欄に各構成市・町の負担金額を記載してございます。

以上、平成25年度本組合会計の暫定予算について、ご説明を申し上げます。次に議案書に戻りまして、議案書の27ページをお開き下さい。

「北空知圏学校給食組合指定金融機関の指定について」提案理由を申し上げます。地方自治法第292条において準用する同法施行令第168条第2項の規定により、株式会社北洋銀行を組合の指定金融機関として指定するものでございます。組合同約第11条第2項では、組合の会計管理者が、深川市の会計管理者をもって充てると定めておりまして、深川市の指定金融機関は株式会社北洋銀行であることから、同銀行を指定するものでございます。

以上、専決処分をいたしました12件について提案理由を申し上げますが、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

<p>議 長</p>	<p>質疑は12件を一括して行います。これより質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑を終わります。お諮りします。</p> <p>本件は、原案とお承認することに、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、議案第1号ないし議案第12号を承認することに決定をいたしました。</p> <p>日程第7</p> <p>議案第13号「北空知圏学校給食組合監査委員条例について」を議題とします。提出者の説明を求めます。山下組合長。</p>
<p>山下組合長</p>	<p>はい議長。</p> <p>議案第13号「北空知圏学校給食組合監査委員条例について」提案事由を申し上げます。本条例は、地方自治法第292条において準用いたしております同法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。この地方自治法第202条において、監査委員に関し必要な事項は、条例で定めとなっておりますので、定期に行う監査の通知、出納検査、決算審査、公表の方法等につきまして、記載内容のとおり定めようとするものでございます、よろしくご審議の上議決くださいますようお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑を終わります。本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第13号を採決します。</p> <p>本件は、原案とお承可決することに、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は可決されました。</p> <p>日程第8</p> <p>発議第3号「北空知圏学校給食組合議会定例会条例について」ないし発議第5号「北空知圏学校給食組合長の専決処分事項の指定について」を議題とします。</p> <p>提案の内容は、配布のとおりであります。説明、質疑、討論を省略して、ただちに採決します。本案を可決することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>長谷川事務局 次長</p>	<p>異議なしと認め、発議第3号ないし発議第5号を可決することに決定いたしました。</p> <p>日程第9</p> <p>議案第14号「北空知圏学校給食組合予算について」を議題とします。 提出者の説明を求めます。長谷川事務局次長。</p> <p>はい、議長。</p> <p>議案第14号「平成25年度北空知圏学校給食組合予算について」提案理由を申し上げます。別冊の平成25年度北空知圏学校給食組合会計予算及び予算に関する説明書の1ページをご覧ください。第1条では歳入歳出予算の総額を、それぞれ69,800千円と定めるものであります。第2条では一時借入金の借入最高額を10,000千円と定めるものであります。</p> <p>初めに、歳出予算から主なるものについてご説明申し上げます。</p> <p>7ページをお開きください。1款1項1目議会費は614千円であり、組合議会の経費であります。次に8ページをお開き下さい。2款1項1目の一般管理費は37,214千円であり、8節の報償費は施設整備の設計にあたり、PTAなど学校関係者や知識経験者からご意見を取り入れるために設置する検討委員会に要するものであります。19節 負担金補助及び交付金は、組合職員の人件費でございまして、派遣職員元の市町に負担金として支払う金額であります。その他につきましては事務に要する一般経費であります。</p> <p>2款1項2目公平委員会費は32千円であり、委員報酬と費用弁償であります。次に9ページをお開き下さい。2款2項1目監査委員費は332千円であり、委員報酬と費用弁償等であります。次に10ページをお開き下さい。</p> <p>3款1項1目教育委員会費は34千円であり、組合教育委員会の委員6人の内、教育委員1名の方の委員報酬と費用弁償等であります。次に11ページをお開き下さい。4款1項1目 施設整備費は31,219千円であります。建設に係る現地測量、地質調査、基本設計、実施設計の委託料及び建設用地の草刈等に係る維持管理を行う経費を計上しております。</p> <p>次に、歳入ですが、歳入は構成市町1市4町からの負担金であります。</p> <p>6ページをご覧ください。説明欄に構成市町の負担金額を記載しております。また、14ページ一番最後のページになりますけれども構成市町の負担金額の明細書も記載しております。以上で、平成25年度北空知圏学校給食組合会計予算について、説明を終わります。</p> <p>よろしくご審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。</p>
----------------------	---

議 長	<p>質疑については全般を通じて行います。それではこれより質疑に入ります。</p>
水上議員	<p>はい。</p>
議 長	<p>水上議員。</p>
水上議員	<p>はい、議長。</p> <p>いよいよ北空知圏学校給食組合が開始をいたしまして、2年後の供用開始が一つの目標として様々な分野で準備を始めていく段階にはなったかなと思うのですが、この地域で給食ということでは初めての取り組みですので、中には手探りの状態であるとか、不明な部分もあるかと思うんですけども、この組合自体の形態自体というのも数も限られておるということで、この場を借りてですね何点か質問させていただきたいと思いますが、具体的なスケジュールというものをまず1つ伺いたしたいと思います、どういう時期にこういった事柄を予定されて進めていくかということ、今年度なんかも実施設計と言うことで概略的なスケジュールはお示しいただいてますが、具体的にはどのようにやっていくのかいうのを一点とですね、もう一つは組合議会でありますとかそれぞれの地域でありますとかPTAの関係のですね意見というものも聞きながら進めていかないといけないのかなと思うのですが、そういった意見を反映させれる場面というのがあるのかどうか、そういった反映させれる時期というのもあると思いますので、そういったこともお示しいただけたらなと思います。</p>
議 長	<p>答弁願います。平山事務局長。</p>
平山事務局長	<p>はい、議長。</p> <p>水上議員から2点にわたりご質疑を頂きましたので、順次お答えをしたいと思います。</p> <p>はじめに、今後のスケジュールということでございますけれども、ご案内のとおり北空知圏学校給食組合の調理をして子供たちに提供するの平成27年の新学期から、現在予定をしているところでございます。今後必要な準備をそれに向けて取り組んでいく訳でございますけれども、まず、本年度につきましては、まず、地質調査等の基礎的な調査を行いまして、新しい学校給食施設についての整備等の考え方やあるいは基本的なあり方そういったものを取りまとめる基本設計に取り組む考えでございます。そして、基本設計</p>

に基づきまして、より詳細な内容を詰めて、費用を含む事業の全体像を示す実施設計をおそらくこの年内に行うというのが当面の予定でございます。

その後、工事の入札執行ですとかそういったことを行いまして、平成26年度に、建設工事、設備の工事等を行いまして、26年度の後半、末頃にはですね、実際に敷設設備を動かしまして、実際に調理などをしてみたり、この検証を行う中で、それを見極めて27年度からの運営をしていきたいと考えているところでございます。施設に関してはその様な動きを示しまして、その間、施設の整備ばかりではなくて運営に関する事項も今年度から徐々に協議を重ねていきまして、それに間に合うように整えていきたいというふうに考えているところでございます。

2点目にございました様々なご意見ということで、現有の沼田さんと私どもにある施設がそれぞれ40数年経ってございますので、半世紀に1度の事業というのはその通りでございまして、そういったところでですね保護者等からのご意見をどんなふうにくみ上げていくのかというのが大変関心があるところではないかと思っております。構成団体の保護者の皆さんや学校関係者の皆さん、或いは北海道の保健所の方からも色々アドバイス等を受けながら施設整備に係る検討組織を早期に立ち上げて、視察を実施したり、意見交換の場を設けたりするというふうに考えているところでございます。

また、当然議員の皆様につきましても、視察或いは意見交換の場を設けていきたいと考えてございます。検討組織の中では、バス等を利用してですね先進地視察、これはやはり学校が長期休業となる夏休み等を利用しませんと相手先にご迷惑がかかりますのでそういった時期に実施してまいります。そういったことで細かく計画を作って、そういった視察研修などにも力を尽くしていきたいというふうに思っております。この設計の中に当然そうした視察研修の成果ですとか或いはご意見などを盛り込むということから言えばですね、当然先ほど申し上げた通り年内位に上がるであろうということですので、夏休み等を中心としながらその後の秋頃までにはですね、施設整備に係る検討組織からのご意見や議員の皆様からの意見なども十分受け承ってですね、それらを十分吟味して盛り込むべきことについては盛り込み、そして設計等でそれを実現していくと考えでございます。以上でございます。

議長

質疑を続けます。

絵内議員

はい、議長。

<p>議 長</p>	<p>絵内議員。</p> <p>今回のこの施設を作るにあたりまして、アレルギーへの対応についてはどのような考えを持っておられるのかその辺についてお伺いしたいと思います。今日1市4町でそれぞれ何人くらいのアレルギーの子供さんたちがいらっしゃるのかその辺もお伺いしたいと思います。今日、色々な面において食生活が色々と多角化してきている中で、やはりこの食べ物の管理というのは非常に大切なものであるというふうに考えるものであります。</p> <p>それぞれそういったお子さんをお持ちの両親にしてみれば、大変なそれぞれご苦勞をされておるとそんな風を感じるわけでございますけれども、ぜひ私は今回この新しい施設を作るにあたって、アレルギーに対応出来るそんなひとつの給食のセンターを作るべきだとそんなふうに考えてございます。</p> <p>もちろんこれを作るにあたりましては、一つのアレルギーだけを調理する場合においては隔離というか小さな部屋にしなくてはいけない部分もあるというふうに聞いてございます。それに併せて調理する時に一般の食と違う面において胞子が飛ぶために隔離をしないと完全にはどの程度しなくてはならないか分かりませんがそういったことをしながら子供たちに健全な給食を提供するべきだと考えておりますけれどもその辺についてのお考えをまず初めにお伺いしたいと考えます。</p>
<p>議 長</p> <p>平山事務局長</p>	<p>答弁願います、平山事務局長。</p> <p>はい、議長。</p> <p>学校給食における「食物アレルギー」についてご質問いただきましたのでお答えをしたいと思います。</p> <p>議員ご指摘の、特定の食物を食べたときに「じんましん」ですとか呼吸困難等のアレルギー反応が現れるいわゆる「食物アレルギー」が近年増加傾向にあるというふうに言われております。</p> <p>各学校の児童・生徒がどのような「食物アレルギー」を持っているかにつきましては、正式な調査というものは行ってはおりませんが、今回、1市4町の各学校へ問い合わせをさせていただきましたところ、すべての学校で、アレルギー状況の確認調査を行っておりまして、それによりますとアレルギーを持つ児童生徒の数、全体で139名となっております。</p> <p>深川市の学校給食センターにおきましても、アレルギー食調理の対応の施設になってはいないという所でございます。現在配置されております栄養</p>

教諭も一人ということでありまして、アレルギー食の献立に対応できておりません。更にはアレルギー食対応の特別な調理業務というものが生じるものでございますので、児童・生徒の「食物アレルギー」に対応した特別の給食の提供は行っておりませんが、副食の調理に使用しております「食材」の成分分析表を各学校に配布するとともに、毎月、各家庭に配布しております「給食献立表」により、保護者・生徒が独自に給食の喫食の判断をいただいているところでございます。

アレルギーの原因物質というのは非常に多岐にわたるということで、鶏卵ですとか、乳製品、小麦、そばなどそういったものが上位を占めておりまして、文部科学省が実施いたしました平成16年から17年にかけての全国の公立の小中学校に実施した「アレルギー疾患に関する調査」、それによりますと児童生徒の2.6%が何らかの食物アレルギーの有病者というふうに把握しているそうでございます。先ほどの人数139人というふうに申し上げましたが、これに割合から言いますと全国に比べまして、かなり相当程度高いという状況になってございます。そういったことで、私どもとしては、この問題と言うのは非常に大きな問題という風に思っておりますけれども、これから本年度正式に学校給食組合が設立しスタートしまして、その対応につきましてはこれからの検討課題というふうに位置付けておりまして、問題提起を十分受け止めまして今後の課題として検討を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

絵内議員

議長。

議長

絵内議員。

絵内議員

今それぞれ回答を頂いた訳でありますけれども、今の時代それぞれ3流レストランでさえそれぞれアレルギーの対応出来るそんな対応を提供するところでさえあるのが今の現状であります。そういったことを考えた時に、今の公的なこれからの学校給食等において作ることを考えた時に、1食だけでも学校に行き、学校で給食を食べる、それだけで1食でも安心できるものであれば父母の皆さん方のご苦勞の軽減にもつながると思っております。

そんなことを考えた時に、今私たちが、北空知のこの広域で行う学校給食のその施設を作るにあたって、今もし手を付けなかったら、将来もこの分的に対応どうこうということにならないかと思っております。多少、私は予算が多くかかったにしろ、栄養士さんが一人多く雇用しなくてははいけないこ

<p>議長</p>	<p>とであったと思いますけれども、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>平山事務局長</p> <p>はい、議長。</p> <p>本当に重要な問題ではないかなというふうに考えてございます。他の地域ではどうなのかということ調べて、北空知圏の振興協議会の中の専門部会で先進地視察をしたところですね、一部の給食センターで設備のスペースは確保されている例はあった訳ですけども、現実にはアレルギー食に対応した調理をしているという例というのは非常に少なかったというふうに聞いてございます。ただ、今議員が今おっしゃられたように子供たちのアレルギーの者が非常に増えている現状を踏まえますと、やはり可能な限りそういったものについての検討はする必要があるというふうに思っております。栄養教諭の増員と言うようなことでございますけれども、現在私どもと沼田町さんにそれぞれひとりの栄養教員が配置されておまして、基準から言いますと、平成27年度において、栄養教諭の配置というのは2名というふうに想定されてございます。ただ、やはり2名では栄養教諭というのは食育ですとか様々な業務にあたるということがございまして、非常にもう少し何とか増員をとということで昨年度からこうした取り組みにあたってはですね、広域での取り組みということで、空知教育局に対して、増員をして欲しいという要請活動は行っておりまして、こういったことを含めて今後も設備の部分、あるいは栄養教員の配置の部分とそういったことを十分見極めて、これからのアレルギー食への対応についての検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p> <p>田中議員</p>	<p>質疑を続けます。田中議員。</p> <p>いよいよこれからが北空知圏学校給食組合の具体的な行動が始まるということでございますが、この間にですね『新しい学校給食調理場基本計画』と言うものが今年の12月21日に策定、1市4町での合意がされて、その計画に基きまして、知事への申請、許可、それから構成団体での議決という運びになっております。</p> <p>この間の進めの中では、深川市議会においても総務文教常任委員会所管事務調査等の折に、この基本計画の内容について提言を含めた議論をさせてい</p>

ただいております。その中で、この所管事務調査の中で特長的な発言がございましたが、ぜひこの機会でありますからその点について考え方を伺わせていただきたいと思います。その内容につきましては、まず「安全」について、それから「計画書の位置づけ」について、最後に「施設の名称」について、この3点について確認をさせていただきたいと思います。

1点目の『安全』についてでございます。

学校給食のめざす5つの目標がこの『新しい学校給食調理場基本計画』の中に入っております。この中には、実は食の『安全』、『安心』という言葉を入れた表現がないという指摘がこの委員会の中でされております。

地元食材、郷土への理解ということであれば、今まさにこの地域の生産者自身が取り組む、食の安全・安心の食の供給をしっかりと行っていくためのイエス・クリーンの認証制度にもとづく生産努力をしていることなど、地元産食材というこの地域にとって当然の取り組みをさらに押し上げていく、安全な食材、イエス・クリーン食材を中心にすえた給食というような文言が入っていくことにより、より具体的な目標となり、地域の生産者の方たちにも大きな目的が生まれてくる、その大きな相乗効果をしっかりと実現するためにも、この計画の中に『安全』あるいは『イエス・クリーン』などの文言を入れていくことについて伺いをしていきたいと思っております。

2点目につきまして、『計画書の位置づけ』でございます。

ただ今、給食の安全について、伺いをしましたが、そもそもこの計画書の位置づけについてどう扱うべきなのか、この議論は私ども議会の側からすると具体的な議論についてはこれまでの議論につきましては、この計画が出来ておりますということで深川市議会というところでは意見を挟む余地がなかなかないのかなという中で行われてきております。1市5町の枠組みで新たに広域行政を立ち上げ、圏域の子どもたちの安全で安心なおいしい給食を届けようということで、一致したこの計画でございますが、この計画の中には、具体的にはまだまだ住民周知、或いは住民理解、住民からの声を受け止める段階はいよいよこれからというものでございまして、その中で基本計画の内容もより具体性を伴った計画へと進化させる必要があるものと考えております。計画策定は議決案件ということにはならないというふうを考えておりますが、今後この『新しい学校給食調理場基本計画』をさらに進化させた計画を策定していくことについて、理事者の見解をお伺いしていきたいと思っております。

3点目の『施設の名称』について、これは定言的なものでございますが、伺いたいと思っております。新たな施設を建設し、2年後には1市4町の子ど

もたちが毎日同じものを食べる、アレルギーの点については若干違うのかも
しれませんが、せっかくこの2年間と言う期間がございますので、この期間
を利用して、食育は当然のこと、この北空知圏域のこと、給食作りの仕組み
などの紹介しながら、子どもたちや保護者の皆さんに関心を持っていただく
ためにも、給食組合のアピールと併せて、施設の名称を公募することについて
お伺いをしたいと思います。単に名称公募だけではなく、施設の説明や、
どのような目的、目標を持っているのかを情報発信することでスムーズな統
合を進めることが出来ると考えますが、このことについても併せてお伺いを
しておきたいと思います。

議 長

答弁願います、平山事務局長。

平山事務局長

はい、議長。

田中議員から3点にわたりご質疑をいただきましたので、順次お答えをし
たいと思います。はじめに、「安心」「安全」ということについての文言が基
本計画の中に入っていないということでございます。昨年の5月から、学校
給食の広域処理についての検討を進めまして、9月25日に、基本方針をと
りまとめまして、さらにご質問にあります「基本計画」を12月にまとめ、
1市4町において合意形成をした訳でございます。

基本構想と基本計画において、その根本となる考え方は同じものでござい
まして、基本構想にありますように、「学校給食には、児童生徒の心身の健や
かな発達を支えるため、安心・安全な給食を安定的に提供すること」それが
最も大切であるということございまして、これは二つの文書を通じての共
通の認識を持っておりまして、それを受けての基本計画における「学校給食
の姿」というところの記述になってございます。安全・安心は、学校給食の
姿の当然の前提となっているところでございまして、文言として言及すべき
であったのではとの指摘でございますけれども、組合、1市4町の基本的な
考え方は、議員おっしゃるとおり、この安心・安全を常に根本に据えながら、
学校給食の取り組みにあたっていくというのが考え方でありまして、ご理
解をいただきたいというふうに思っております。

次に、計画書の位置付けということでございますけれども、基本計画は、
学校給食の広域処理ということが1市4町の効率的な取り組みとなるという
ことで、認識で一致しておりまして、安全・安心で魅力ある学校給食を安定的
に供給するための、基本的な考えを表現したものが、これが「基本計画」
であるとしております。策定にあたりましては、北空知圏振興協議会の教育

専門部会が検討協議を重ねて作成したものでございまして、今後の基本設計、あるいは実施設計の具現化の基礎をなすものというふうに考えているところでございます。計画書の内容には、基本的な考え方は示しておりますけれども、いくつかの検討項目を掲げまして、今後の検討に委ねたりするなど、なお今後の検討を要するものなども含まれてございます。従いまして、内容を検討する過程で変更したり、加えたりするなど、基本設計等の場でそうしたものが行われるというふうに考えているところでございます。

先ほど、実際に議員のご質問にもございました、保護者のみなさんや地域のみなさん、議会議員のみなさんのご意見やご提言、こうしたものも当然、今後の施設整備の検討において、より望ましい施設になるためには必要なことというふうに考えておりますので、それらの意見については施設整備を検討する中で意見を盛り込めるよう努力をしていくということで今考えているところであります。学校給食組合議会におかれましても、他の類似する規模の自治体の施設や先進地視察、そういった実施をされると考えておりますので、そうした中で多様な意見やご提言を頂きたくお願いをしたいと考えてございます。学校給食施設は、長期間にわたって使用して利用される施設でございますので、誤りのない対応に努めていくということをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

最後に、「施設の名称」についてでございますけれども、日々、子どもたちが口にするものを提供する学校給食については、食への感謝の心の醸成ですとか食を通じた地域の連携、地域の文化や自然、そして農業や地元食品加工業などとの連携など、生きた教材としての位置付けられるものでございまして、愛着をもたれる施設として末永く使用していただきたいと思っております。議員がおっしゃられた、施設の名称を子どもたちに公募するというようなことも含めて今後検討していく必要もありますし、非常に有意義なことではないかなというふうに思っております。そして、情報発信については、現在、学校給食組合のホームページの準備をしております、そうした取り組みを含めて地域の皆さんに理解頂けるような、適切な情報発信につとめていきたいというふうに思っているところでございます。

議長

田中議員。

田中議員

再質疑をさせていただきます。

2点目の計画の位置づけでございます。答弁がないのかなと感じておりますが、基本計画がございまして、これが合意形成の前提を作るための計画で

<p>議長</p> <p>平山事務局長</p>	<p>あつて、こちらの絵内議員の方からの質疑でありましたアレルギーに対する対応とかそういうことについてのこの計画書の中ではまだ確定していないものですし、先ほど言った安全ということについてもこの計画書はこれで全部今後未来永劫行くのではないと、いや未来へ行くというふうになるとその言葉は入れられませんけども、改めて新しくできたこの組合の中で作っていき、議会の中でもいろんな議論をしていくということが出来るのであれば、そういったところの中の過程の中に入れていけばいいのかなと思うんですが、当初聞いたのはこれがコンクリートなものなのかどうかと言うことの見解をまずお伺いしたものですからその点についてお答えをいただきたいと思いますし、やはりこの組合が出来てからきちっと計画を作るというのがこの自治体、新たな自治体という、一部事務組合という自治体の中では必要なことかと思しますので、答弁いただきたいと思います。</p> <p>平山事務局長。</p> <p>はい、議長。ちょっと漏れた部分があり申し訳ございません。</p> <p>この計画書と言うのは、議員がおっしゃられたように合意形成を得るために基本的な考え方を取りまとめたということでございまして、これから先ほど申し上げた通り基本計画書の中ではまだ複数の選択肢を示しただけで、決まっていないのでございますし、おっしゃられたようにアレルギー食についての対応をどうしていくのかという記事もございません。そういったことでは先ほど申し上げた通り基本設計ですとか、実施設計の中できちっとそういったものを盛り込むということになろうかと思っておりますので、そういった部分については先ほど申し上げた、改めてその考え方をお示しする情報発信を強化していく中でですね、お示しできるのかなと今思っています。</p> <p>改めて計画書と言う冊子のような形で作るかどうかというのはちょっと検討していきたいと思っておりますけれども、出来るだけ全体像が見えて、そして分かり易く、そして今後の対応を有意義なものとして受け止められるようなそういう仕組みとしてですね、お示しできるようにしていきたいと思っております。それが計画書と言う名称なのか、或いはどういう形なのかというのはこれから検討させていただきますけれども、確実にそうしたことについての周知や地元の皆さんや保護者のみなさんには分かり易い形です、お伝えできるようなものを伝えていくような形でいきたいというふうに思っております。一つの全体像を示すという点から言えばですね、こうしたまとまった形のものが例えば設備関係ですとか、あるいは考え方とか、あるいは</p>
-------------------------	--

	<p>そういったものがお示しするのが1番いいのかなというふうに思いますけれども、そういった意味ではあまり計数的なものは少なく、分かり易く理解できるような仕組みとして、例えばパンフレットのようなものの方が分かり易いのかなと思いますので、その辺のところはもう少し時間をかけて、検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>田中議員。</p>
<p>田中議員</p>	<p>多分議論がまだされてないんだというふうに思いますので、ぜひ組合長、副組合長の段階でも議論をしていただければなというふうに思いますし、少なくとも新しい名前が決まったら、その名前に基づく基本計画という名称になるはずですし、基本設計・実施設計と言うのは施設を建設する段階の話で、計画があつてそれに基づいて建設をするという設計ができていく話ですので、設計の段階で計画が出来てくるということではないというふうに思いますので、ぜひあのお持ち帰りのことになるのか、この計画はやはり前段階のものであつて、今後やはりこの給食組合の中で新たな計画が出来るものというふうに期待したいところでございますので改めてお伺いしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>平山事務局長。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>はい、議長。 イメージ的にはおっしゃる通りかなというふうに思っております。 基本設計と言うのが、そういった色んなものを盛り込む際ですね、基本的な考え方なのは示されるケースと言うのが結構多いので、そういったものをさらにより分かり易くふくらました形でですね、理解しやすいような形で周知できるような仕組みというのを取っていきたいなと思っております。 ちょっと議論が構成団体の間でまだこれからという部分もございまして、そういったことを含めてですね、これから議論を重ねていきたいと思っておりますので、またそれがはっきりしましたら速やかに周知等に取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑を続けます。本村議員。</p>

<p>本村議員</p>	<p>今のことを伺いしたいと思います。</p> <p>基本計画にもございますけれども、地産地消と言うことを謳っております。</p> <p>その中ではぜひとも食べていただきたいということでは北空知圏のお米があるわけではございますが、現在学校給食会を通して米穀またはパンについては納入されているというふうにするわけではございますけれども、この学校給食会を通すことによりまして、地元のお米であるかというふうについてはとても判断をしづらいと言うものがあります。そういうことを考えますと、地元のＪＡから直接納入をしていただくような形が出来ないのかというふうにするわけではございます。どうしてこの学校給食会を経由して米穀等を購入する事由はどういうことであるのか、また、今後の今回の組合におきましても米穀等につきましてはどういうお考えを持たれているのか、これについてお伺いをしたいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>答弁を願います、平山事務局長。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>安心安全な給食を提供する際に、地元の食材を用いて提供していくということは学校給食にとっては大切なことだと思っております。農産物、とりわけお米につきましては、北空知の地域全体にとって、基幹となる作物でございますし、これからも学校給食において積極的に使用していくというのは当然のことというふうにご考えているところでございます。</p> <p>現在、深川市と妹背牛町において学校給食のお米の購入というのは、ご質問にありました通り、学校給食会を通じて、産地指定をして、購入しているところであります。北空知圏学校給食組合が提供を予定している給食というのは、主食と副食の両方を提供するいわゆる完全給食というふうにご考えておりまして、施設内に米飯設備を整備することから、使用するお米は、地元産のものを購入するというのは当然のことというふうにご考えております。</p> <p>今、議員さんの方から地元のＪＡさんから直接購入していただくのはどうかと、その出来ない理由はというそういうご質問でございますけれども、深川市の場合で検討した経過をご説明申し上げますと、平成２３年度に、学校給食会とＪＡさんと精米価格を比較してございます。色々話し合いをしたり、見積もりを取ったというそういう経過でございます。学校給食会の価格がその時の比較によりまして、７円ほど低く提示がございまして、その段階で農協直接取引を見送ったという経過がございまして、これは食材の価格というのが、保護者の負担でございます給食費に影響を生じるというものがございまして、</p>

	<p>価格については、少しでも低く抑えるということが必要であるというふうに考えたものでございます。空知管内の給食用精米の取引状況を調べたところですね、農協から購入しているのが、岩見沢市ほか、2市3町、学校給食会を通じて購入しているのが、深川市ほか、8市6町となっております。</p> <p>今後、北空知圏学校給食組合での主食のお米の購入につきましては、こうした価格ですとか、あるいは色々な様々な条件を調査をいたしまして、判断をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>本村議員。</p>
<p>本村議員</p>	<p>今ご説明いただいた訳なんですけど、購入価格が安いということで選択をした言うことでございますが、私はその価格の部分もありますが、果たして産地指定をして学校給食会から入っているということでございますが、それを確かに深川市や妹背牛町のお米であるかと言う補償というか確認が果たして出来るのか、むしろどこかへ持って行って精米をされてまた戻ってくる、余計な経費が掛かっているにも関わらず地元産の米より安いという仕組みが私には納得いかない訳でございまして、学校給食会という組織自体もなかなか私たちには解らない訳ですが、その辺についてももし分かる範囲の中でご説明頂ければと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>平山事務局長。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>深川市と妹背牛町さんの場合、週の3日を深川産の「ななつぼし」、残りの1日を妹背牛産の「ななつぼし」を使用しております。給食会につきましては、年間の精米の需要量、それはだいたい29トンほどでございます、これを2月、6月、10月の3期に分けて給食会の方に連絡いたしまして、月毎の給食予定数に基づく精米数量というものを連絡をとっているという状況でございます。学校給食会では、ホクレンに対して発注をいたしまして、これは十勝の方に精米工場があるんですけど、深川市の委託炊飯工場に毎週届けられているという状況にございまして、学校給食用の精米10キロの袋というのがあるんですけども、それには深川学給米、あるいは妹背牛学給米、学校給食用精米という意味だと思っておりますけれども、そういうシールが貼られて区別されてですね届けられているとなつてございます。従いまして、目の</p>

	<p>前までですね、現地まで行って確認した訳ではございませんけれども、私たちがもとしてはそういうそれぞれきちんと産地を指定した形で購入を図られているものと判断をしておりますけれども、今後の北空知圏学校給食組合での主食につきましては、教育専門部会の中ではですね、米どころの北空知としては、給食については、ご飯をもっぱらに使っていくべきではないか、そういう議論もしております、今後の議論の中ではどのような形になるのかというのはこれから検討を進めていきたいというふうに思います。</p> <p>また、使用のお米をどんなふうに構成団体に割り振っていくのかということも含めてですね、調達を図っていきたい、おっしゃられるように地元でしっかりと計算が出されてございますので、そちらと緊密に連携をする中でですね、ご理解をいただくような努力を私どもはしたいと思っておりますので、そういう形で調達に向けて出来るだけ努力をしてというふうに考えているところでございます。以上です。</p> <p>議長 質疑を続けます。</p> <p>質疑を終わります。本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第14号を採決します。本件は、原案とおりの可決することに、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第14号は可決されました。</p> <p>日程第10</p> <p>議案第15号「北空知圏学校給食組合教育委員の選任について」を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。山下組合長。</p>
山下組合長	<p>はい、議長。</p> <p>議案第15号「北空知圏学校給食組合教育委員の選任について」の提案理由を申し上げます。先ほど議案第1・3号で、本組合教育委員会の委員数を6人と定めることを議決いただきました。これに伴いまして、次の6人の方を教育委員に選任いたしたく議会の同意をいただくものです。すなわち、深川市宮田嘉明さん、同じく澤田敏幸さん、妹背牛町竹山忠志さん、秩父別町竹内茂樹さん、北竜町本多一志さん、そして沼田町生沼篤司さんの6名でございます。以上6名の方々の生年月日、住所につきましてはお手元記載のとおりでございます。よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。</p>

<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑を終わります。本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第15号を採決します。本件は、原案とおりに同意することに、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、よって、議案第15号は同意されました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(佐光議員退場)</p> <p>休憩前に引き続き、会議します。</p> <p>日程第11</p> <p>議案第16号「北空知圏学校給食組合監査委員の選任について」を議題とします。提出者の説明を求めます。山下組合長。</p>
<p>山下組合長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>議案第16号「北空知圏学校給食組合監査委員の選任について」提案理由を申し上げます。</p> <p>地方自治法第292条において準用する同法第196条において、監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任するとなっております。</p> <p>この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、法律上は都道府県及び政令指定都市にあつては2人又は1人、その他の市及び町村にあつては1人とするというものになってございます。</p> <p>本組合におきましては、次の2人の方を監査委員に選任にいたしたく同意を求めるものでございます。お一人目は深川市五十嵐力さん、もうひとりには北竜町当組合議会議員でございます佐光勉さん、以上の2名の方々の生年月日、住所につきましてはお手元資料記載のとおりでございます。</p> <p>よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑終わります。本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第16号を採決します。</p> <p>本件は、原案とおりに同意することに、ご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、よって、議案第 1 6 号は同意されました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(佐光議員入場)</p> <p>日程第 1 2</p> <p>議案第 1 7 号「北空知圏学校給食組合公平委員の選任について」を議題とします。提出者の説明を求めます。山下組合長。</p>
<p>山下組合長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>議案第 1 7 号「北空知圏学校給食組合公平委員の選任について」提案理由を申し上げます。地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項において、公平委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任するとなっております。つきましては、本組合におきましては、いずれも深川市在住の方でございますが、深川市板倉克宏さん、それから吉川保さん、そして小橋厚子さんの 3 名を公平委員としてですね選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。3 人の方々の、生年月日、住所につきましては、お手元記載のとおりでございます。</p> <p>よろしくご同意くださいますようお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑終わります。</p> <p>本件は、討論の通告がありませんので、これより議案第 1 7 号を採決します。本件は、原案とおりに同意することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第 1 7 号は同意されました。</p> <p>日程第 1 3</p> <p>議案第 1 8 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について」を議題とします。</p> <p>提出者の説明を求めます。平山事務局長。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>議案第 1 8 号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入について」</p>

<p>議 長</p>	<p>提案理由を申し上げます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入につきましては、地方公務員災害補償法第69条に基づき加入するものでございます。同法第69条には、「地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。」このように定められておりますので、本組合への加入をするものでございます。</p> <p>よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。</p> <p>質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑を終わります。お諮りします。</p> <p>本件は、原案とおり承認することに、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、よって、議案第18号は承認されました。</p> <p>日程第14</p> <p>議案第19号「北海道市町村総合事務組合への加入について」を議題とします。提出者の説明を求めます。平山事務局長。</p>
<p>平山事務局長</p>	<p>はい、議長。</p> <p>議案第19号「北海道市町村総合事務組合への加入について」提案理由を申し上げます。北海道市町村総合事務組合への加入につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合への加入と同様に、本組合の非常勤職員である教育委員・監査委員・公平委員の皆さんの、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく、公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的として加入するものです。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いを申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑を終わります。お諮りします。</p> <p>本件は、原案とおり承認することに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、よって、議案第19号は承認されました。</p> <p>以上で、本臨時会に提案された議案の審議がすべて終了いたしました。</p>

	<p>以上で閉会をいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>それでは、臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。</p>
--	--

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

北空知圏学校給食組合議会

臨時議長

議 長

署名議員 (2 番)

署名議員 (7 番)